

第3 「うみ」と「みなと」

(港 湾 課)

第3 うみ と みなと

1 海岸

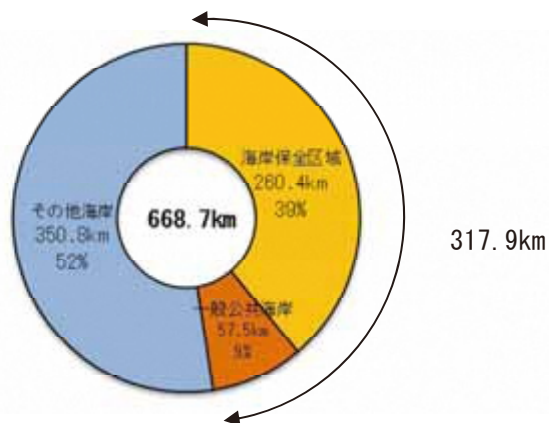
(1) 概要

福岡県の海岸線延長は約669kmに及び、このうち約260kmを海岸法上の海岸保全区域に指定して海岸事業を行っています。この海岸保全区域は3省庁（国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁）所管に分かれております。県土整備部としては、このうち国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局所管分（博多港及び北九州港の港湾区域を除く）と一般公共海岸区域を管理しています。

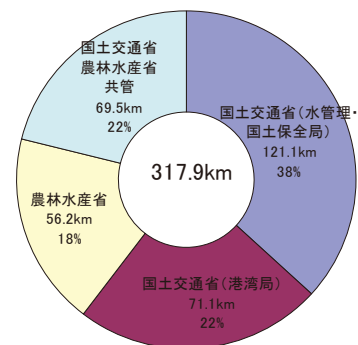
海岸線延長

- ・福岡県の海岸線は港湾や漁港等を含め約669km
- ・そのうち、国や地方公共団体が管理する区域は、全体の約318km [約48%程度]

海岸線延長



所管別海岸線延長



H29.3.31 現在

(海岸統計 H28 年度報告数値)



柳川海岸(柳川市)



新松原海岸(岡垣町)

(2) 海岸の現況

玄界灘沿岸



- ・遠賀郡芦屋町から糸島市までの沿岸
- ・ほとんどが玄海国立公園に指定
- ・海岸の侵食が進んでいる
- ・侵食対策による整備を進めている

豊前豊後沿岸



- ・北九州市若松区から大分県境までの沿岸
- ・堤防の高さ不足や老朽化が進んでいる
- ・老朽化対策による整備を進めている



有明海沿岸



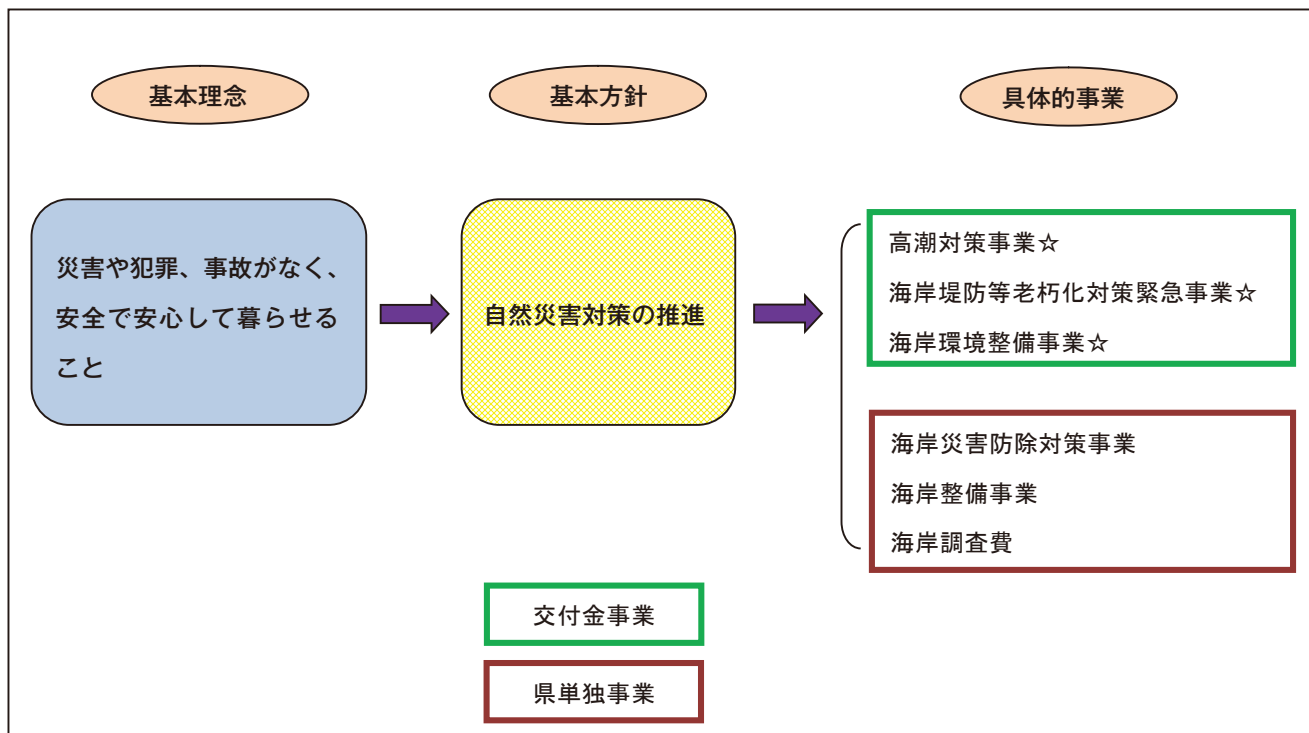
- ・筑後川河口から大牟田市に至る沿岸
- ・干満の潮位差が大きく軟弱土層の干潟が続く
- ・堤防の高さ不足や老朽化が進んでいる
- ・高潮対策による整備を進めている

沿岸区分は地形・海象面の類似性や沿岸漂砂（砂の移動）の連続性や都道府県境を考慮して定める

(3) 海岸整備の基本理念及び方針・具体的事業

福岡県における海岸整備の基本理念は以下の柱からなります。

更に、その基本理念を受け、基本方針を定め、それらを実行するための具体的事業を行っています。



☆次ページ以降において事業の概要説明を記載しています。

(4) 海岸の整備計画

我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有しています。

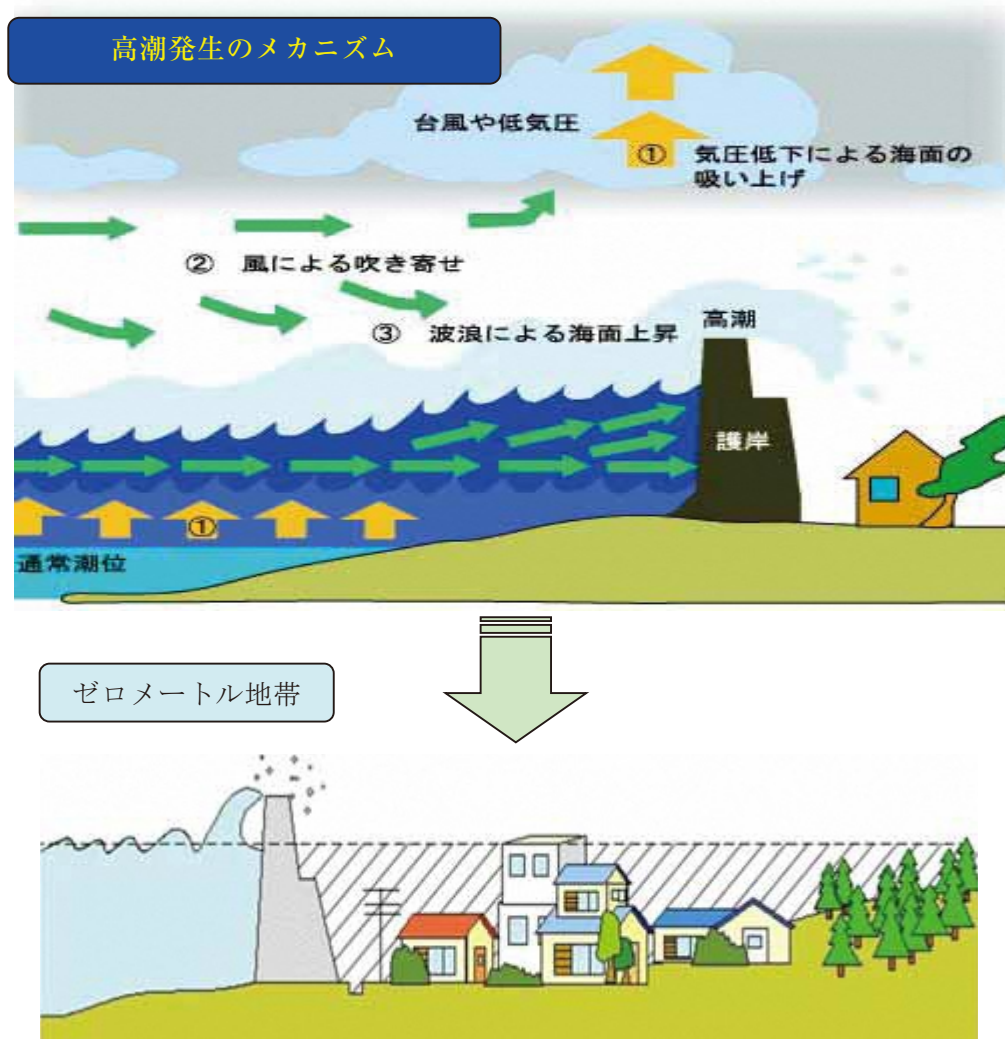
今後、価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、海岸は、大規模な津波、台風等による高潮等に備え、防災・減災対策により災害に対する安全性が一層向上し、良好な海岸環境の整備と保全が図られ、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められています。さらに、海岸保全施設については、今後、集中的に老朽化対策が必要とされており、適切な維持管理・更新を推進することが求められています。

福岡県では、国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、防護・環境・利用が調和した海岸づくりを目指し、海岸整備を実施していく上で基本となる「海岸保全基本計画」を策定し、その基本計画に基づき海岸保全施設の整備を行っています。

(5) 海岸の事業概要

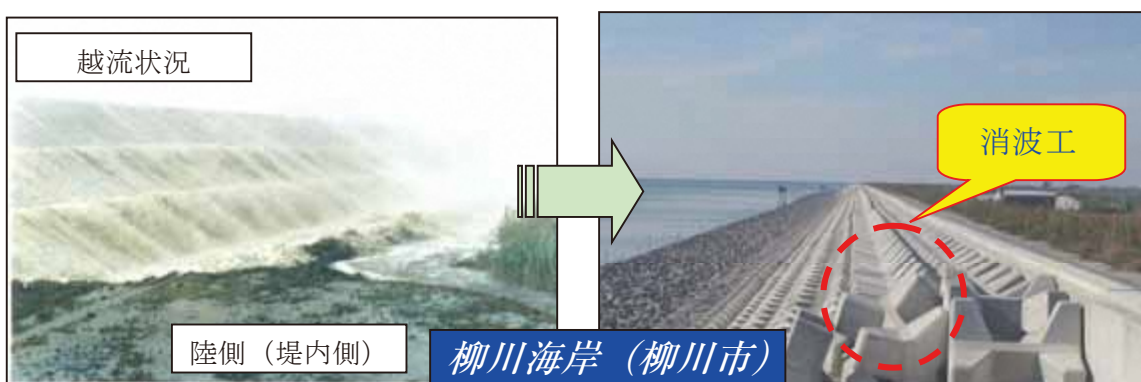
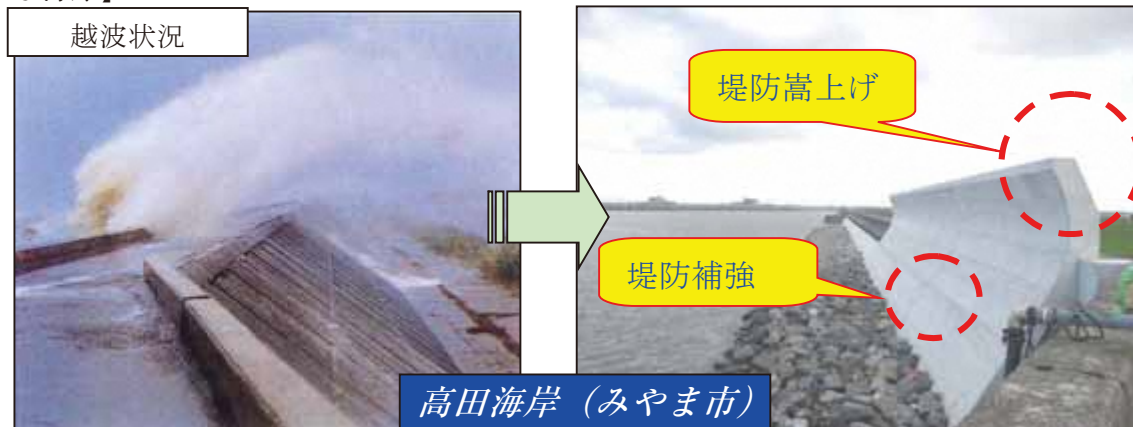
ア 高潮対策事業

近年、1999年の台風18号や2004年の台風15、16、23号など、台風が大型化しており、また、海外でも2005年にハリケーン・カトリーナが壊滅的被害をもたらしました。福岡県は、台風の常襲地帯であり、特に有明海沿岸や豊前豊後沿岸は、湾口が南に面し高潮の発生しやすい地形となっています。また、背後地にはゼロメートル地帯(地盤高さが平均満潮位より低い土地)が広く存在し、人口や資産が集積しています。ゼロメートル地帯を防護している海岸堤防・護岸については、この被害を防止するために堤防や護岸の嵩上げや補強を行います。



※気圧が1ヘクトパスカル低くなると、海面は約1センチメートル上昇します。

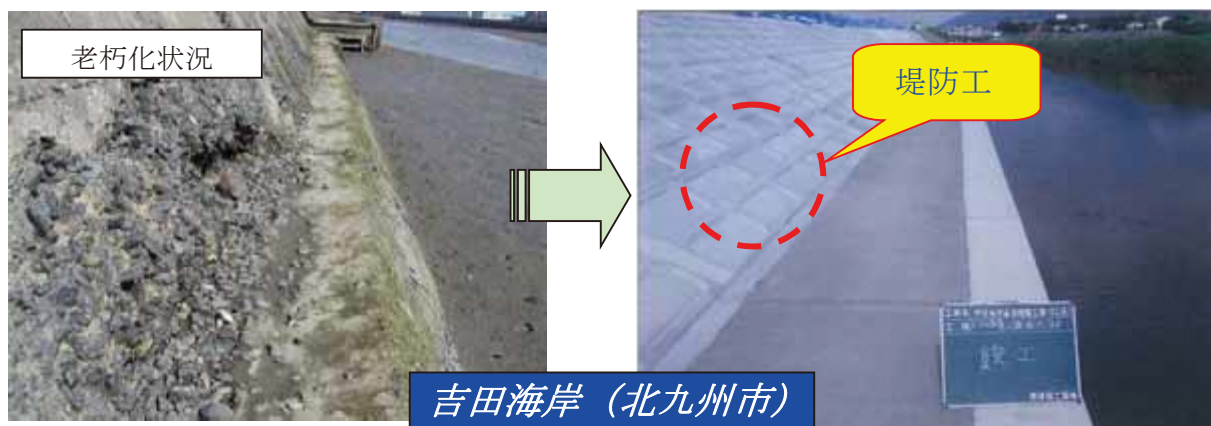
【主な海岸】



イ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業

経年変化等の影響による損傷や機能低下が進行している既存施設の補修・改良を行います。

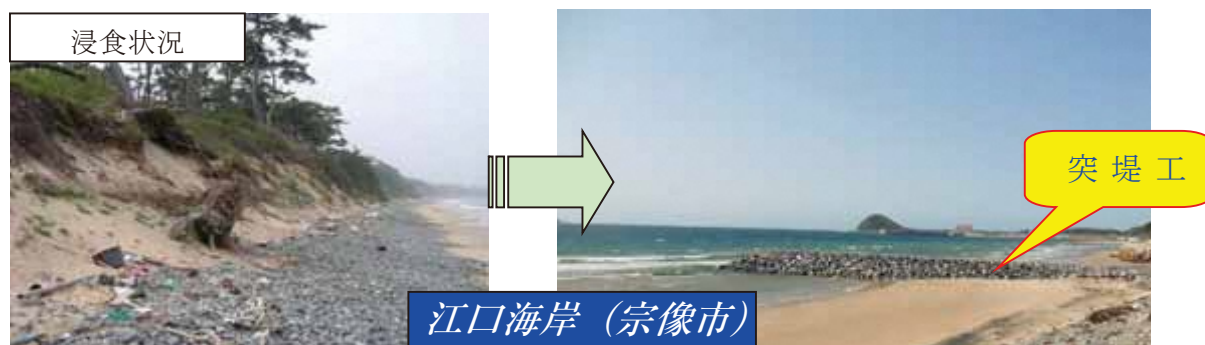
【主な海岸】



ウ 海岸環境整備事業

海岸の自然環境を保全し、レクリエーションその他活動の場としての利用増進を図る事業です。この事業では、人工リーフ、緩傾斜護岸、砂浜等の整備を行います。

【主な海岸】



(6) 津波・高潮対策（ソフト対策）

ア 津波対策

東日本大震災において、想定をはるかに超えた巨大な津波により甚大な被害が発生したことを受けて制定された、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」の規定に基づき、本県における「津波災害警戒区域」を下記 17 市町において平成 30 年 3 月 30 日に指定しました。

区域指定と併せて公表する「基準水位」により、津波から避難する際の高さが想定でき、既に公表している津波浸水想定より効率的な避難対策が可能となります。

今後も県は、沿岸市町における、避難訓練の実施、避難確保計画の作成などを支援し、市町とともに津波に対する警戒避難体制の整備がより確実なものとなるよう努めていきます。

■指定した区域

【玄界灘沿岸】 新宮町、古賀市、福津市、宗像市、岡垣町、芦屋町、遠賀町

【豊前豊後沿岸】 北九州市、荻田町、行橋市、築上町、豊前市、吉富町

【有明海沿岸】 大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

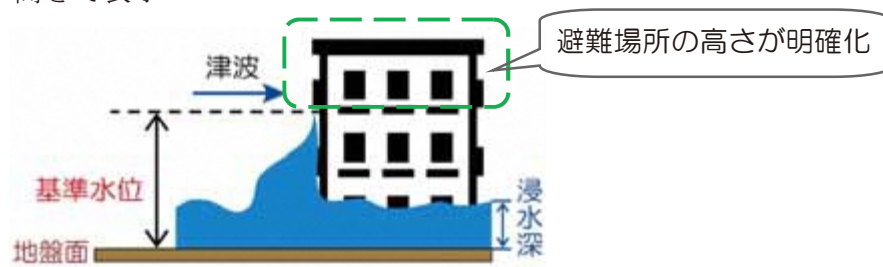
<基準水位>

○津波浸水想定に定める浸水深に、建物等への衝突によるせき上げ高を考慮した水位

○10m 四方毎に 10cm 単位で表示

○津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に

○地盤面からの高さで表示



イ 高潮対策

平成 27 年 5 月に改正された水防法に基づき、玄界灘沿岸において、「想定される最大規模の高潮」を前提とした高潮浸水想定区域図を平成 30 年 3 月 30 日に公表しました。

未だ経験したことのない規模の災害から命を守るため、最大規模の外力を想定して、ソフト対策に重点をおいて対応するという考え方を踏まえ、現在のハード対策では、到底安全が確保できない規模の高潮が発生した場合を想定して高潮浸水想定区域図を作成しております。

今後、これに基づき対象市町において避難場所や避難経路を定めたハザードマップが作成されることになります。

また、有明海、豊前豊後沿岸については、既に既往最大の高潮で浸水想定区域を設定していましたが、現在、改正水防法に基づいた高潮浸水想定区域の見直しを行っています。

(7) 海岸の管理

福岡県の海岸管理の主な業務は次のとおりです。

- ア 海岸保全区域の指定・廃止
- イ 海岸管理者以外の者が行う海岸保全施設に関する工事の承認
- ウ 公共海岸の占用等許可（一般公共海岸区域を含む）
- エ 海岸工事の施工

そのほか、海岸保全台帳の整備等の海岸管理運営業務を行っています。

○海岸の管理についての事務

- ・公共海岸の占用や海岸での砂・土石の採取、施設の建設など一定の行為を許可制とし、料金を徴収
- ・不法投棄による海岸の汚損など心ない行為を禁止・監督 etc

海岸保全区域の管理

都道府県知事等

- ・海岸保全施設の整備等
- ・占用の許可
- ・行為の許可 等

一般公共海岸区域の管理

都道府県知事等

- ・占用の許可
- ・行為の許可 等

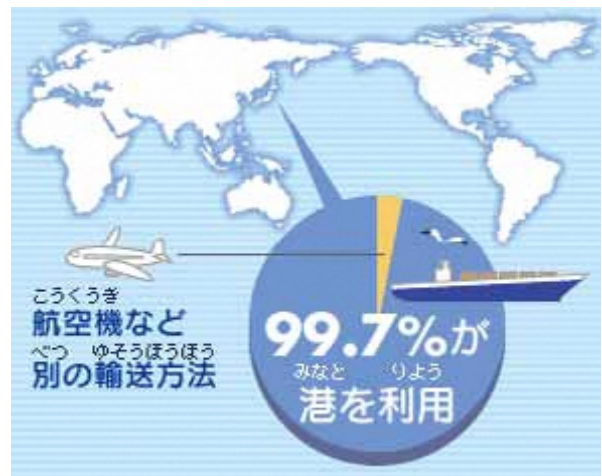
(8) 砂利採取許認可業務

砂利採取法に基づく、一般海域等における土石採取計画の認可事務及び、福岡県一般海域管理条例に基づく、一般海域等における土砂採取の許可事務を行っています。

2 みなと

(1) 港湾の役割

わが国は四方を海に囲まれ、加工貿易を中心として発展してきました。現在ではエネルギー・食料などの大部分を海外に依存しており、国内物流においても海運が重要な役割を担っています。近年の実績では、食料の6割、エネルギーの9割以上を海外に依存しています。また、航空貨物と比較して港湾を利用する海上貨物は日本の貿易量の99.7%、貿易額でも約7割のシェアを占めている状況です。



(2) 福岡県の港湾

福岡県は、北西を玄界灘、響灘、南西を有明海、北東を周防灘に面しているという地理的条件から、古くより大陸との玄関口として栄え、今後はアジアに開かれた交流拠点として一層の発展が期待されています。

現在、国際拠点港湾の北九州港（北九州市管理）、博多港（福岡市管理）と重要港湾の荻田港、三池港、地方港湾5港（福岡県管理）があり、それぞれの港の地理的、歴史的条件と背後圏の社会的、経済的な特性に応じた整備がなされ、地域の産業振興や広域交通体系拠点として重要な役割を果たしています。

ア 港湾の種類

港湾の種類は、港湾法や港湾法施行令にて規定されています。

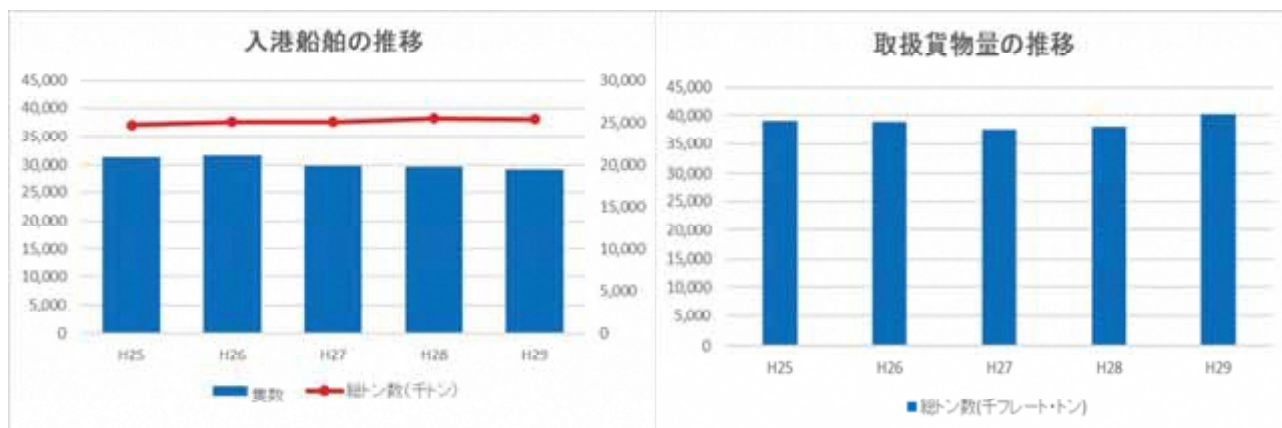
種 別	港 名	管 理 者
国 際 拠 点 港 湾	北九州港、博多港	北九州市、福岡市
重 要 港 湾	荻田港、三池港	福岡県
地 方 港 湾	宇島港、大島港、大牟田港、 芦屋港、若津港	

※ 国際拠点港湾：国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾

※ 重 要 港 湾：国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾

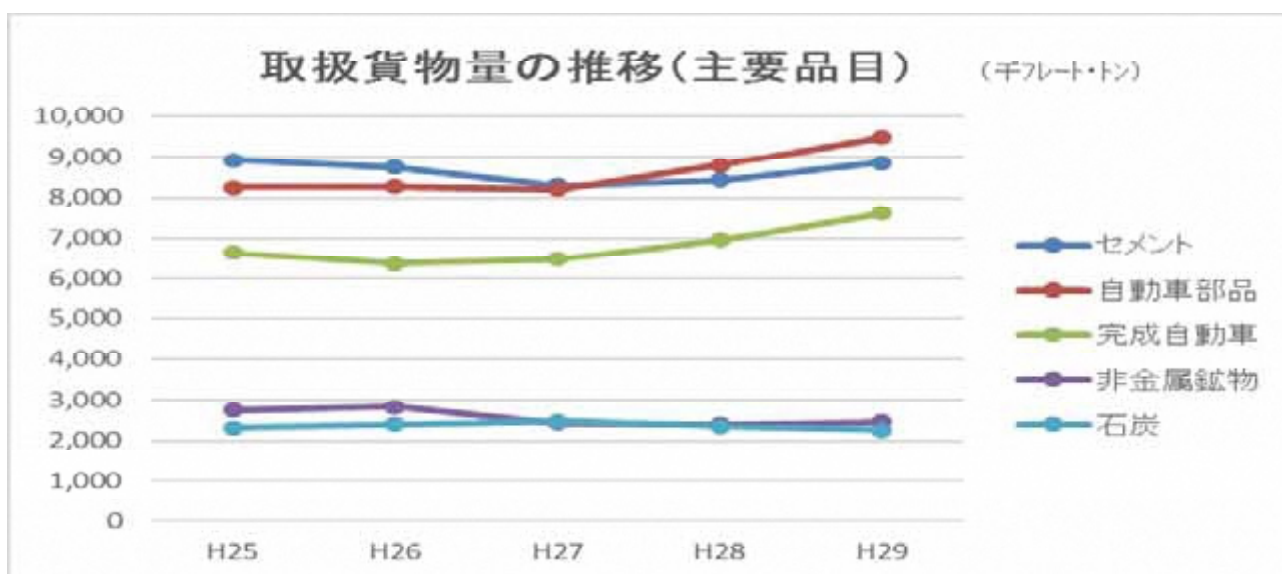
※ 地 方 港 湾：国際戦略港湾及び国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

イ 県管理港湾の利用状況



※フレート・トン…運賃の算定基準となる貨物の重量又は容積の単位。

貨物の数量表示には、重量建と容積建がある。これは、重量のあるものは船舶の喫水に、かさ高のものは積載容量にそれぞれ制限を与えるので、二つの表示方法を併用しており、運賃清算のもとになっている。1フレート・トンは容積で1、133立方メートル(40立方フィート)、重量は1,000キログラムを1トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい数値



平成29年 県管理港湾取扱貨物量

港名	全体	外貿			内貿		
		小計	輸出	輸入	小計	移出	移入
合計	40,113,929	10,444,894	7,568,218	2,876,676	29,669,035	16,545,272	13,123,763
重要港湾	39,308,412	10,444,894	7,568,218	2,876,676	28,863,518	16,279,700	12,583,818
荏田港	37,205,479	9,369,163	7,452,620	1,916,543	27,836,316	16,165,280	11,671,036
三池港	2,102,933	1,075,731	115,598	960,133	1,027,202	114,420	912,782
地方港湾	805,517	0	0	0	805,517	265,572	539,945
宇島港	409,960	0	0	0	409,960	85,878	324,082
大島港	243,368	0	0	0	243,368	121,684	121,684
大牟田港	79,280	0	0	0	79,280	15,680	63,600
芦屋港	70,759	0	0	0	70,759	40,180	30,579
若津港	2,150	0	0	0	2,150	2,150	0

(単位:フレート・トン)

ウ 福岡県の港湾位置図

大 島 港



- ・昭和28年地方港湾指定
- ・平成23年『うみんぐ大島』がオープン
- ・主要貨物 フェリー貨物

芦 屋 港



- ・昭和50年地方港湾指定
- ・平成14年『なみかけ大橋』開通
- ・主要取扱品 非金属鉱物、砂利・砂

宇 島 港



- ・昭和28年地方港湾指定
- ・九州電力の火力発電用貨物が増加
- ・主要取扱品 重油、原油



若 津 港



- ・昭和28年地方港湾指定
- ・主要貨物 重油、石油製品

大 牟 田 港



- ・昭和28年地方港湾指定
- ・主要貨物 砂利・砂、紙・パルプ

(3) 県内重要港湾の現況

ア 苅田港

苅田港は背後地に、九州電力(株)、三菱マテリアル(株)、日産自動車九州(株)等の企業が立地し、さらに、トヨタ自動車九州(株)が松山地区に進出するなど工業港として躍進を続けています。取扱貨物量が平成28年に続き、平成29年も過去最高(約3,721万トン)を更新するなど、今後も航路や埠頭の整備により更なる発展が期待されています。

また、新松山地区は、東九州自動車道、北九州空港、苅田港が半径5km圏内で利用可能であり、交通の結節点として高いポテンシャルを有しています。そのため、将来の土地需要に対応できるよう工業団地の整備を計画しており、平成27年度からその一部を新松山臨海工業団地(約40万m²)として分譲しています。また、昨年度から着手した新たな工業用地(約31万m²)の造成は平成34年の完了を目標に工事を進めています。

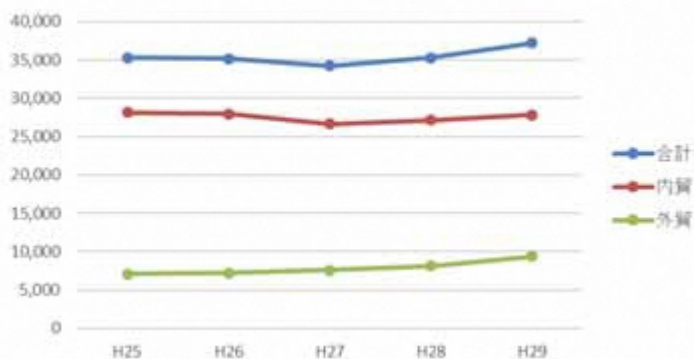


○港の利用状況

苅田港における品目別取扱貨物量割合
(平成29年実績)



苅田港における取扱貨物量の推移 (千トン・トン)



イ 三池港

三池港は、三井鉱山により整備され、明治41年に開港しました。その後、三池炭の積出港として発展し、昭和26年に重要港湾に指定されています。

炭鉱閉山後の県南地域の振興や発展ため、平成10年に公共岸壁を供用し、その後も船舶の大型化に対応した航路の整備や公共埠頭の拡張等を行ってきました。平成18年に開設された、釜山港との国際コンテナ航路は、週1便から週2便に増え、コンテナ取扱量も伸びています。公共埠頭の拡張整備も平成30年度に完成を予定しており、有明海沿岸道路も延伸するなど、三池港は、今後も県南地域の物流拠点として期待されています。

また、明治41年に整備された施設がそのままの形で現在も稼働している点が高く評価され、平成27年7月に「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の1つとして世界文化遺産に登録されました。

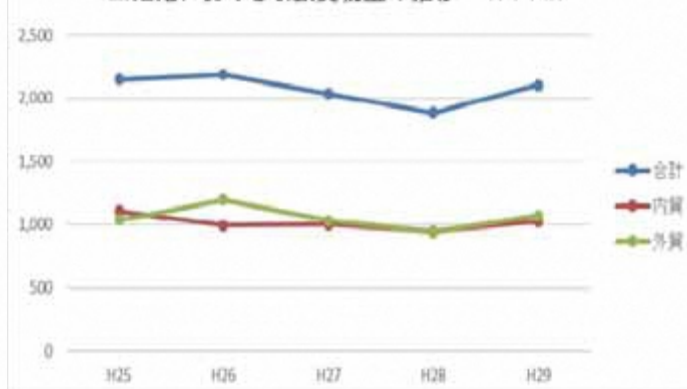


○港の利用状況

三池港における品目別取扱貨物量割合
(平成29年実績)



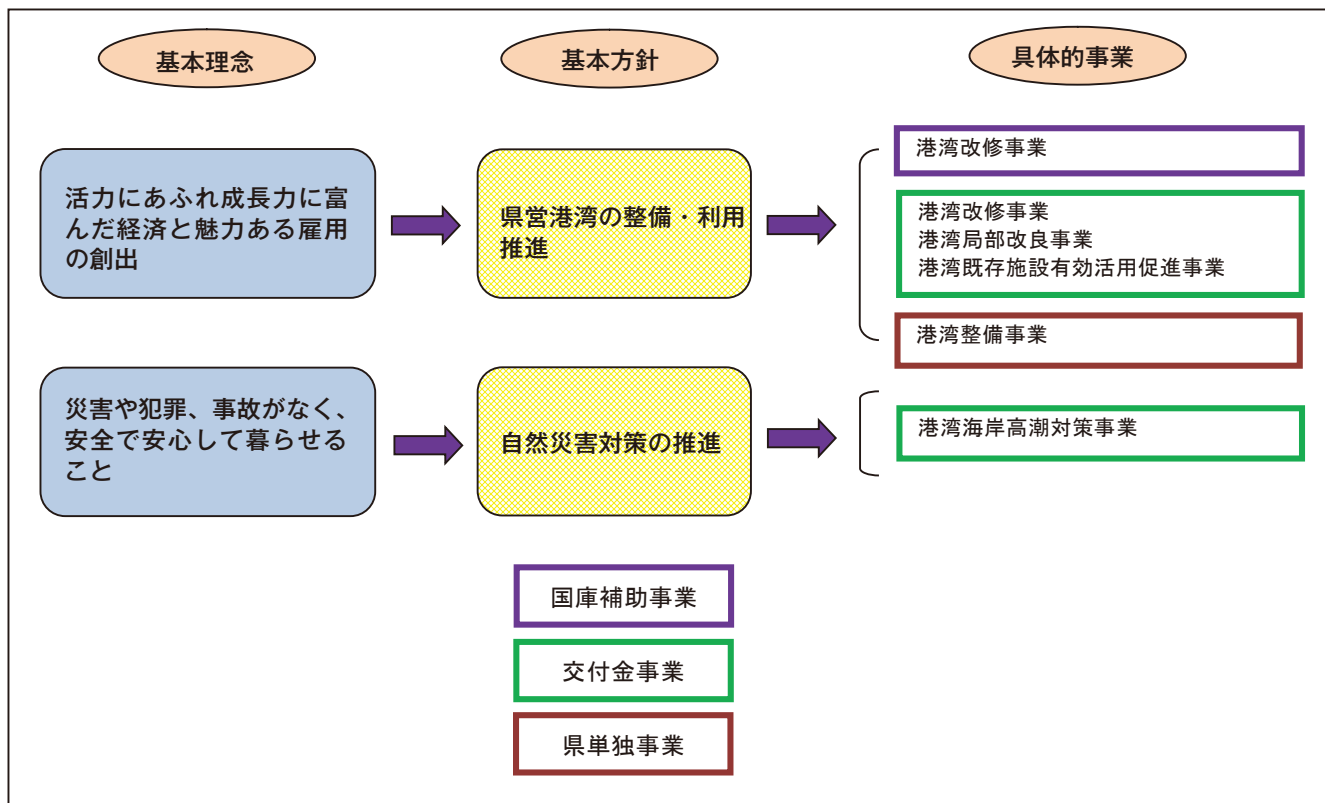
三池港における取扱貨物量の推移 (千トン・年)



(4) 港湾整備の基本理念及び方針・具体的事業

福岡県における港湾整備の基本理念は以下の2つの柱からなります。

更に、その基本理念を受け、基本方針として2つの軸を定め、それらを実行するための具体的事業を行っています。



(5) 港湾の整備計画

昨今の社会・経済環境は国際的な相互依存関係の深化と競争の激化、安全で安心できるくらしへの要求の強まりなど、大きな変化を遂げています。

このような内外の社会・経済環境の変化の中で、安定した県民生活と地域の活力を維持し、良好な生活環境の下で、安心して暮らせる地域社会を形成していくためには、港湾が経済基盤を支える根幹的な社会資本として、引き続きその役割を果たしていく必要があります。

現在は平成15年4月に施行の社会資本整備重点計画法等に基づき整備を行っています。

また、苅田港、三池港は港湾計画に基づき整備を進めております。

(6) 港湾の管理

ア 管理業務

港湾法、福岡県港湾施設管理条例等に基づき行う主な業務は次のとおりです。

維持管理	港湾施設の維持管理、港湾台帳の整備、港湾施設の認定申請 など
適正な運営	港湾施設の使用許可、港湾区域内等における占用許可 など
規制	港湾隣接地域の指定、臨港地区の指定、分区の指定 など

イ 港湾振興業務

工業用地の処分

「松山工業用地」自動車関連企業等の誘致による雇用創出及び経済効果が期待される
松山工業用地の分譲及びリースに関する業務

「新松山工業用地」自動車関連企業等の誘致による雇用創出及び経済効果が期待される
新松山工業用地の分譲に関する業務

(m²)

箇所名	総面積	分 譲	リース	分譲＋リース 合計面積	未処分面積
松山工業用地	645,757	620,643 (96%)	25,114 (14%)	645,757 (100%)	0 (0%)
新松山工業用地	407,492	210,214 (52%)			197,278 (48%)

(平成30年3月31日現在)

(iii) ポートセールス活動

三池港の利用促進を図るため、マイポートみいけ利用促進協議会(※)と一体とな
って、荷主企業、船社等に対する助成や港湾施設・周辺インフラ活用の利便性をPR
するポートセールス活動(集荷、航路誘致)に取り組んでいます。

※マイポートみいけ利用促進協議会

三池港への集荷、航路誘致による利用促進を目的に、福岡県、大牟田市、九州地方整備局博多港湾・空港整備
事務所、三池貿易振興会、大牟田商工会議所、三池港物流㈱の6団体で構成する団体。

※ホームページ <http://www.miikeport.jp/>

(iv) 港湾サービス提供への取組み

荇田港及び三池港では、港湾EDIシステムの導入により、係船許可申請手続きの
電子申請を運用開始しました。また、関門港及び周辺水域を航行する船舶に対し、
国際海上VHF無線電話海岸局(ポートルラジオ)で港湾関連情報の提供を行っています。

ウ 港湾保安対策等の業務

改正SOLAS条約(海上における人命の安全のための国際条約)の発効(H16.7.1)に
伴い、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が制定され、県営
港湾では、荇田港及び三池港において出入管理等の保安対策を実施しています。

エ 公有水面埋立免許事務

公有水面埋立法に基づき県管理港湾の港湾区域及び一般海域における公有水面埋立て
の免許事務を行っています。

オ その他

港湾事業に関する漁業補償・争訴、港湾収支報告書の作成・公表や港湾統計調査等の
港湾の管理運営業務を行っています。